

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 報

第85号

発 行 (公社)滋賀県生活環境事業協会
栗東市上砥山232番地
滋賀県工業技術総合センター別館1階
電話 (077) 535-9210
FAX (077) 535-9214
E-mail: info@s-seikan.or.jp
URL: https://www.s-seikan.or.jp
発行日 令和5年1月31日



2023年 新年あいさつ

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 長 中 井 清



皆様には、健やかに、心を新たにされて、新年をお迎えいただいたこととお喜びいたします。

昨年も、当協会の事業に対し何かとご指導、ご支援をいただき改めて厚くお礼申し上げます。

昨年5月から協会の業務に携わるなかで、会員の皆様が、県民の生活環境の向上に長年にわたり貢献されてこられたことを実感するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響が3ケ年にもおよぶ中で、ご自身の事業所の経営を着実に進めてこられていることに深く敬意を表します。

昨年の協会事業として、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となっていた第1回の「滋賀県浄化槽管理士研修」を6月に開催し、さらに第2回をこの1月25日に開催し、双方ともに多くの実務者の方に受講いただきました。

また、6月27日から、事務所を栗東市上砥山にある「滋賀県工業技術総合センター別館」に移転し、営業しております。来客者の駐車場の十分な確保や館内会議室の使用等で関係者の利便性の向上などにつなげることができました。滋賀県に対して改めてお礼申し上げます。

さらに、市町における浄化槽台帳の整備等については、滋賀県浄化槽適正処理促進協議会の作業部会が今年度3回開催されるなかで、当協会から要望、提案をさせていただき、協議の進捗に努めているところです。引き続き、皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

協会は、琵琶湖版SDGs「マザーレイクゴールズ (MLGs)」に賛同して事業に取り組みます。本県の生活排水対策の維持・向上に向け、「日々是新(ひびこれあらた)に」の姿勢で、今後も職員一丸となり、浄化槽法定検査を中心とした業務を適正・着実に進めます。そして、業界の発展に貢献し、会員の皆様をはじめ関係者の方々から一層頼りにしてもらえる協会として役割を果たしてまいります。

皆様から、引き続き、ご指導ご鞭撻をいただきますことをお願いいたし、新年を迎えるにあたってのご挨拶とさせていただきます。



新年のあいさつ

滋賀県知事 三日月 大造

新年あけましておめでとうございます。

令和5年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会の皆様におかれましては、日ごろから浄化槽の法定検査をはじめ、製造、施工および保守点検・清掃の全般にわたり御尽力いただくなど、公共用水域の水質保全や県民の生活環境の向上に貢献いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

本年が皆様にとって希望に満ちた素晴らしい年になりますことを心よりお祈り申し上げます。

さて、これから、私たちは、新型コロナウイルス感染症の感染を防ぎつつ、共存しながら、社会・経済活動を進めるとい生活様式に移行することになります。コロナ禍がもたらした、体と心への影響、不安定な世界情勢に加えて急激に進む物価の高騰、気候変動がもたらす異常気象の多発など、ひと、社会・経済、自然を取り巻く課題に的確に対応しながら、未知の変化へ適応していく力を蓄えていくことが必要です。

本年は、「未来へと幸せが続く滋賀」を実現するため、一人ひとりの不安や孤独、生きづらさに寄り添い、ワクワクとやすらぎを大切に、子どもも大人も笑顔が輝く「健康しが」を目指してまいります。そのため、今年あらゆる施策の中心に「子ども」を置き、子どもの声や思いを尊重し、子どもとともに考える「子ども、子ども、子ども」の施策を中心に、「ひとづくり」、「こころとからだの健康づくり」、「安心・安全の滋賀づくり」、「グリーン・デジタルによる経済・社会づくり」に取り組んでまいります。

中でも、私たちが自然から預かっている国民的資産である琵琶湖を、保全と再生の両面から大切にしていくため、地球環境問題を見通す窓である琵琶湖を切り口とした2030年の持続可能な社会へ向けた目標、MLGs（マザーレイクゴールズ）の取組を更に推進し、目標達成に向けて皆様と一緒に取り組んでまいります。

MLGsの目標の一つである「清らかさを感じる水に」を達成するためには、公共用水域の水質保全は大変重要な課題です。このため「滋賀県污水处理施設整備構想」に基づき、污水处理人口普及率100%を目標に、下水道と浄化槽により地域の実情に沿った生活排水対策に力を入れた取組を進めており、令和3年度末の污水处理人口普及率は99.1%で全国2位と高い状況にあります。

また、水質保全を確かなものにするためには、優れた浄化性能を有する浄化槽の果たす役割は非常に大きく、その污水处理能力を発揮させるために、浄化槽の保守点検や清掃、法定検査等の適正な維持管理の推進に向けて取り組まれている皆様が重要な役割を担っていただいていることはいまでもありません。

今後とも、お力添えを賜りますよう皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝をお祈り申し上げ、新年の御挨拶といたします。

三日月知事に要望しました

滋賀県の令和5年度予算編成にあたり、新年1月18日（水）に県庁副知事室において江島宏治副知事に要望を行いました。

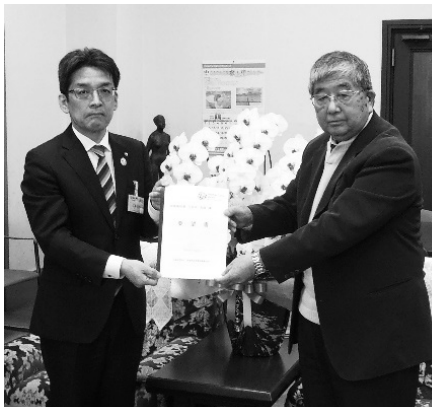
協会から中井会長、長谷川副会長、宮下副会長、小山副会長、鈴木理事、八田常務理事が出席し、県当局から市田循環社会推進課課長、同課岡田主任主事が同席されました。

出席者から、自治体特に県が所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換や災害時対策として公的施設（避難所）へ合併処理浄化槽の整備を要望するとともに、改正浄化槽法で定められた、浄化槽台帳の整備を急ぎ進めていただくように要望しました。

その後の意見交換で、副知事からは、「県有施設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、県は指導を行うべき立場であるため前向きに考えたい。また、浄化槽は災害に強く、災害時防災拠点となる施設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は、災害発生時に有効である事を市町にも伝えていきたい。台帳整備は一足飛びには難しいが法定協議会を通じ協力しながら進めていきたい。また要望に対する進捗状況を回答する。」との認識が示されました。

《要望事項》

1. 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃および法定検査）の推進
 - （1）浄化槽の適正な維持管理に向けた取組
 - （2）浄化槽の維持管理助成に係る予算の確保
2. 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を図るための支援等
 - （1）自治体が所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換
 - （2）合併処理浄化槽への転換に伴う助成策の充実
3. 公的施設（避難所）における浄化槽の整備促進
4. 「浄化槽整備区域」の設定
5. 協会運営に対する支援



【要望書を手渡す長谷川伸夫副会長】



【江島副知事を囲んで】

第36回「浄化槽の日」表彰

全国浄化槽大会で鈴木正理事が 環境大臣表彰を受賞されました



【受賞された鈴木正様】

「浄化槽の日」（毎年10月1日）を記念する「第36回全国浄化槽大会」において浄化槽関係事業功労者として当協会の理事で㈱日吉専務取締役の鈴木正様が「環境大臣表彰」を受賞されました。鈴木正様、この度の受賞誠にありがとうございます。これまでのご功績を讃えますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

また、関係者のあいさつの後、浄化槽適正整備推進決議（案）が全会一致で決議されました。

浄化槽適正整備推進決議

健全な水環境を保全するために、「環境にも財政にも優しく、災害にも強い」浄化槽について、以下の8個の課題に注力する。

1. 宅内配管等も含めた設置費用の個人負担額の軽減を図りつつ、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を強力に推進する。
2. 経済効率性の観点から、浄化槽整備区域における浄化槽整備と積極的な浄化槽処理促進区域の指定を強力に推進する。
3. 「防災、減災の観点から災害に強い浄化槽の速やかな整備促進」のため、平常時から学校、公民館等の公的施設（避難所）への災害に強い浄化槽の平常時からの設置と活用を促進する。
4. 単独処理浄化槽の転換や適正な維持管理及び生産性の向上を進めるため、行政と浄化槽関係団体が連携した統一性のあるDXを活用したシステムの構築、運営管理及び財政支援を推進する。
5. カーボンニュートラル社会に向けた先進的な浄化槽の導入やエネルギー効率の低い既存の合併処理浄化槽の本体及び機器の交換等により、脱炭素化を促進する浄化槽システム導入助成制度の継続拡大を進める。
6. 浄化槽維持管理費用の負担軽減のための公的支援を推進する。
7. 浄化槽に係る工事・管理・清掃従事者の技術水準の向上を図る。
8. 浄化槽システムの海外への情報発信とSDGsに掲げられた目標達成に貢献する。

令和5年度定時総会は令和5年5月25日(木)に開催します

令和4年11月17日(木)に第38回理事会(於:滋賀県工業技術総合センター別館3階研修室)を開催し、令和5年度定時総会は令和5年5月25日(木)に開催することが決定されました。

なお、当日の議題は次のとおりです。

- 〔報告事項〕 1 職務の執行状況について
- (1) 浄化槽の適正管理に向けた取り組みについて
 - (2) 自由民主党への要望について
 - (3) 滋賀県浄化槽管理士研修の実施について
 - (4) 「浄化槽の日」の関連事業について
 - (5) 事務所移転の完了について
- 2 予備審査・法定検査の進捗状況について
- 〔協議事項〕 1 今後の役員会等の日程(案)について
- 〔その他〕 1 来年度の職員の採用について

職務の執行状況について、中井会長より次のように報告がありました。

- 令和4年3月24日に開催された第2回滋賀県浄化槽適正処理促進協議会において作業部会にて協議を進めることとされたことから、令和4年8月25日に第1回、令和4年11月2日に第2回の作業部会が開かれ各市町の浄化槽台帳整備等取り組みについて協議がなされたこと。
- 令和5年年明けに第3回の作業部会を開催する予定であること。
- 令和4年6月6日に、中井会長と八田常務理事が自由民主党滋賀県議会議員団に対して令和5年度滋賀県予算に関する要望活動を行い、「いずれの要望についても予算獲得について支援していく。」との回答を得たこと。

続いて、八田常務理事より次のような報告がありました。

- 令和3年度分の滋賀県浄化槽管理士研修を昨年度2回延期した後、令和4年6月7日に令和4年度滋賀県浄化槽管理士研修として開催したこと。
- 本年度分の令和4年度滋賀県浄化槽管理士研修を令和5年1月25日に、草津市の市民総合交流センター(キラリエ草津)にて開催を予定していること。
- 滋賀県浄化槽適正処理促進協議会の作業部会において協議した啓発チラシを、浄化槽の管理者に対して適正な維持管理を図っていただくため、保守点検業者の協力を得て配付したこと。
- 県民向けの啓発については、新型コロナウイルス感染防止のためイベントを自粛し、これに代わるものとして、「ラジオスポット」による啓発を実施したこと。
- 令和4年6月27日に栗東市上砥山232番地滋賀県工業技術総合センター別館1階に事務所を移転し業務開始し、令和4年6月28日に移転登記が完了したこと。



【理事会の様子】

法定検査精度管理委員会を開催しました

令和5年1月19日(木)に学識経験者や行政機関、指定検査機関の各委員による「法定検査精度管理委員会」を開催しました。本委員会は、10人槽以下の浄化槽を対象に実施している効率化11条検査の精度を確保するため、効率化検査の実施状況に対する客観的評価や制度の運用改善に資することを目的に実施するもので、当日は、次の議題に基づきそれぞれ審議を行った結果、引き続き効率化検査の適正な運用を行うと共に、浄化槽管理者に対する使用上の注意の啓発に努めることとされました。

- ① 効率化11条検査の実施状況について
- ② 二次検査の実施状況について
- ③ クロスチェック検査の実施状況について



【委員会の様子】

「令和4年度滋賀県浄化槽管理士研修」を開催しました

令和2年4月の改正浄化槽法の施行を受け、滋賀県及び大津市では「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」が改正され、浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに置く浄化槽管理士に対し、浄化槽保守点検業者の登録の有効期間内(3年間)に1回以上、知事及び大津市長が指定する浄化槽に関する研修を受けさせなければならないこととなり、当協会が研修実施事業者となり、令和5年1月25日(水)に草津市立市民総合交流センター(キラリエ草津)において開催しました。当日は大雪の中57名の方が受講されました。次回の「滋賀県浄化槽管理士研修」の詳細は決まり次第ホームページ等でご案内します。



【浄化槽管理士研修の様子】

啓 発 活 動

○啓発チラシの配付

滋賀県浄化槽適正処理促進協議会では10月1日の「浄化槽の日」を中心に10月を『浄化槽適正処理促進月間』として設定し、浄化槽管理者（所有者）に対して適正な維持管理を図っていただくため、令和2年の改正浄化槽法の施行に伴い「浄化槽台帳の作成義務」や「浄化槽の使用休止の届出手続」が定められたことを受けてそれらを含んだ啓発チラシを作成し、保守点検業者様のご協力を得て浄化槽管理者（所有者）に対し配付しました。

【啓発チラシ】



表



裏

○ラジオスポットによる啓発

県民向けの啓発については、今年度も新型コロナウイルス感染防止のためイベントを自粛し、これに代わるものとして、「エフエム滋賀ラジオスポット」による啓発を実施しました。

エフエム滋賀ラジオスポット 放送日：令和4年10月3日(月) 午前7時40分

令和4年10月19日(水)午後5時20分に放送しました。

それではここで、滋賀県と滋賀県生活環境事業協会からのお知らせです。

10月は「浄化槽適正処理促進月間」です。浄化槽は、トイレや台所・お風呂などからの排水を微生物の働きにより浄化し、放流するための設備です。

浄化槽をお使いの皆様には、保守点検・清掃・法定検査の実施が法律で義務づけられています。各市町（しまち）では、浄化槽台帳の情報をもとに浄化槽をお使いの皆様への適正な維持管理に関する指導等を行っています。適正に浄化槽の維持管理がされていない場合には、浄化槽法による罰則が適用されることもあります。

生活排水をきれいにし琵琶湖の水質を守るため、浄化槽の適正な維持管理をお願いします。

以上、滋賀県と滋賀県生活環境事業協会からのお知らせでした。

都道府県別汚水処理人口普及状況（環境省HPより）

令和3年度末現在の都道府県別汚水処理人口普及状況は以下のとおりです。（汚水処理人口普及率の高い順）

都道府県名	汚水処理 人口 普及率	順位	総人口 (千人)	汚水処理 人口計 (千人)	下水道 (千人)	農業集落 排水施設等 (千人)	合併処理 浄化槽 (千人)	うち 浄化槽市町 村整備推進 事業等分 (千人)	うち 浄化槽設置 整備事業 分 (千人)	うち 左記以外 分 (千人)	コミュニティ・ プラント (千人)
東京都	99.8%	1	13,802	13,778	13,747	2	27	5	8	14	2
滋賀県	99.1%	2	1,412	1,399	1,301	64	34	0	14	20	0
兵庫県	99.0%	3	5,470	5,413	5,130	137	95	9	61	25	51
京都府	98.5%	4	2,502	2,465	2,382	40	43	11	23	9	0
神奈川県	98.3%	5	9,210	9,053	8,934	3	115	4	39	72	0
長野県	98.2%	6	2,049	2,012	1,739	157	115	15	82	18	1
大阪府	98.2%	7	8,782	8,623	8,477	1	145	4	17	123	0
富山県	97.6%	8	1,034	1,009	896	83	28	1	18	9	1
福井県	97.1%	9	764	741	628	82	31	2	24	5	0
北海道	96.2%	10	5,156	4,960	4,731	63	166	52	68	45	0
鳥取県	95.5%	11	548	524	404	90	28	4	13	11	0
石川県	95.0%	12	1,119	1,063	953	54	53	10	12	31	2
山形県	93.9%	13	1,050	986	824	72	90	19	46	25	0
福岡県	93.9%	14	5,095	4,782	4,265	52	458	53	273	132	8
岐阜県	93.7%	15	1,987	1,860	1,544	105	207	9	135	63	4
埼玉県	93.6%	16	7,380	6,906	6,119	89	698	24	190	484	1
宮城県	93.2%	17	2,260	2,106	1,883	63	158	41	80	38	2
愛知県	92.3%	18	7,515	6,938	6,054	137	737	22	240	475	10
奈良県	90.3%	19	1,330	1,202	1,096	7	99	4	35	60	1
千葉県	90.1%	20	6,306	5,679	4,830	46	795	10	283	502	8
広島県	89.8%	21	2,777	2,494	2,133	51	307	15	157	135	3
新潟県	89.4%	22	2,177	1,946	1,691	127	127	14	40	74	0
秋田県	88.9%	23	950	844	644	91	109	19	68	23	0
熊本県	88.8%	24	1,739	1,545	1,219	65	261	33	176	51	0
栃木県	88.8%	25	1,935	1,718	1,333	78	307	6	243	57	1
山口県	88.8%	26	1,333	1,183	908	60	216	6	135	74	0
宮崎県	88.4%	27	1,072	947	656	47	245	18	184	42	0
三重県	88.2%	28	1,778	1,568	1,048	94	423	17	226	180	3
岡山県	88.2%	29	1,871	1,650	1,303	36	310	17	206	87	0
沖縄県	87.1%	30	1,479	1,288	1,070	70	147	13	6	129	0
茨城県	86.8%	31	2,883	2,502	1,849	153	491	14	210	267	9
佐賀県	86.3%	32	809	698	512	57	128	48	61	19	0
山梨県	85.8%	33	813	697	554	15	124	8	50	67	4
福島県	85.3%	34	1,814	1,548	998	116	433	37	261	136	0
岩手県	84.4%	35	1,198	1,012	751	95	165	39	97	29	1
静岡県	84.3%	36	3,645	3,071	2,378	28	652	15	402	236	13
鹿児島県	84.0%	37	1,594	1,338	689	40	604	44	429	131	5
長崎県	83.2%	38	1,311	1,091	839	47	200	14	147	39	5
群馬県	83.1%	39	1,936	1,609	1,073	118	397	24	254	119	21
島根県	82.6%	40	662	547	339	94	110	28	51	31	4
愛媛県	82.1%	41	1,334	1,095	756	36	302	24	168	110	1
青森県	81.5%	42	1,233	1,005	768	109	129	11	41	76	0
大分県	80.5%	43	1,126	906	600	31	274	12	178	84	1
香川県	80.3%	44	959	770	445	14	311	13	247	51	0
高知県	77.0%	45	688	530	284	21	224	13	135	76	1
和歌山県	68.4%	46	931	636	269	43	325	13	198	113	0
徳島県	66.0%	47	723	477	135	20	315	15	172	128	7
全 国	92.6%	-	125,540	116,213	101,181	3,103	11,758	831	6,203	4,725	171

- (注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
2. 令和3年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調整不能な町（大熊町、双葉町）を除いた値を公表している。
3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

市町別処理人口普及状況 (環境省 HP より)

令和3年度末現在の各市町別污水处理人口普及率は以下のとおりです。

(単位：%)

	污水处理 人口普及率	浄化槽処理 人口普及率		污水处理 人口普及率	浄化槽処理 人口普及率
大 津 市	99.0	0.5	高 島 市	99.3	4.2
彦 根 市	96.4	6.4	東 近 江 市	99.0	0.8
長 浜 市	100.0	0.3	米 原 市	100.0	0.2
近江八幡市	99.6	15.4	日 野 町	99.7	0.7
草津市 ※	100.0	0.3	竜 王 町	99.6	7.8
守 山 市	99.8	0.1	愛 荘 町	99.8	0.6
栗 東 市	99.6	0.1	豊郷町 ※	100.0	0.0
甲 賀 市	97.0	7.8	甲 良 町	99.9	0.0
野 洲 市	99.4	0.4	多 賀 町	98.8	2.6
湖 南 市	99.1	0.7	滋 賀 県 計	99.1	2.4

市町名に「※」がついたものは、普及率を四捨五入した結果100.0%となる市町を示しています。

令和3年度 11条検査 市町別検査結果

(通常検査分) + (効率化検査分)

(単位：基)

市 町 名	合 計	単独処理浄化槽				合併処理浄化槽			
		イ	ロ	ハ	小 計	イ	ロ	ハ	小 計
大 津 市	1,346	217	160	9	386	552	394	14	960
彦 根 市	2,935	607	301	2	910	1,333	685	7	2,025
長 浜 市	322	54	57	6	117	76	126	3	205
近江八幡市	2,382	73	52	5	130	1,614	635	3	2,252
草 津 市	272	38	41	4	83	61	122	6	189
守 山 市	258	51	72	7	130	62	60	6	128
栗 東 市	241	62	52	6	120	49	69	3	121
甲 賀 市	2,955	406	334	10	750	1,101	1,087	17	2,205
野 洲 市	79	15	20	0	35	26	18	0	44
湖 南 市	458	120	166	9	295	74	85	4	163
高 島 市	1,042	21	36	1	58	557	423	4	984
東 近 江 市	1,113	117	61	2	180	536	388	9	933
米 原 市	304	68	51	2	121	90	85	8	183
日 野 町	250	50	22	1	73	106	69	2	177
竜 王 町	279	55	41	0	96	93	89	1	183
愛 荘 町	123	34	15	0	49	35	39	0	74
豊 郷 町	25	5	5	0	10	8	6	1	15
甲 良 町	38	4	6	0	10	21	6	1	28
多 賀 町	180	24	15	1	40	96	42	2	140
合 計	14,602	2,021	1,507	65	3,593	6,490	4,428	91	11,009

検査結果は、イ：「適正」、ロ：「おおむね適正」、ハ：「不適正」で表しています。

浄化槽設置届予備審査件数 (件数順)

令和4年12月末現在の市町別予備審査件数は以下のとおりです。

(単位：件)

(単位：件)

市 町 名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11~50人	51人以上
近江八幡市	42	10	52	40	11	1
高 島 市	21	17	38	38	0	0
甲 賀 市	15	21	36	30	6	0
彦 根 市	29	5	34	29	4	1
大 津 市	12	7	19	18	1	0
東 近 江 市	5	4	9	6	3	0
守 山 市	3	4	7	3	4	0
栗 東 市	2	5	7	0	7	0
日 野 町	2	2	4	3	1	0
長 浜 市	1	2	3	1	2	0
米 原 市	3	0	3	2	1	0

市 町 名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11~50人	51人以上
竜 王 町	2	1	3	1	2	0
野 洲 市	1	1	2	1	1	0
湖 南 市	1	1	2	2	0	0
愛 荘 町	1	1	2	2	0	0
豊 郷 町	1	0	1	0	1	0
甲 良 町	1	0	1	1	0	0
草 津 市	0	0	0	0	0	0
多 賀 町	0	0	0	0	0	0
合 計	142	81	223	177	44	2

前年度同月の状況 (令和3年12月末)

県 合 計	85	75	160	139	19	2
-------	----	----	-----	-----	----	---

注) 申請種別欄 建：建築確認を伴うもの

浄：浄化槽法に基づくもの

令和5年5月に指定採水員指定講習会を予定しています

10人槽以下の浄化槽を対象にした効率化11条検査は、その一次検査業務を指定採水員が行うこととされています。

そこで、指定採水員の指定を受けていただくための講習会を5月に予定しています。

令和2年5月（コロナのため、講習会は8月に実施）に受講していただいた方々は令和5年5月末で有効期限が満了となりますので、本講習会を受講してください。

また、新たに指定採水員の指定を受けようとする方も本講習会を受講してください。

講習会開催案内は、詳細が決まり次第各保守点検業者宛に送付しますので、同封の受講申込書により申し込んでください。

滋賀県知事指定検査機関

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

〒520-3004 滋賀県栗東市上砥山232番地

滋賀県工業技術総合センター別館1階

TEL 077-535-9210 / 535-9211

FAX 077-535-9214

